

「研修会等名称」 公法系実務と法曹養成

場所：東京都日本青年会館

期間：11 / 19（土）

1. 研修の内容

法科大学院における公法系実務の課題と展望をふまえて、公法系訴訟を担当する法曹を養成するための法科大学院における公法系教育のあり方、人材養成・公法系実務の活性化のために弁護士会がなすべきこと、司法修習との役割分担、新司法試験のあり方について討議がなされた。

まず、弁護士で早稲田大学法科大学院教授である河野敬氏が「公法系実務の課題と法科大学院への展望」と題する基調報告を行った。報告の中で、公法系実務といっても、行政訴訟に限らず、名誉毀損、プライバシー侵害、人身の自由との関係で、民事訴訟や刑事訴訟でも、問題になりうるが、わが国ではその例が少なく、さらに行政訴訟の数も少ない（このことは、後のシンポジウムでも話題になった）。法科大学院における公法系教育には、このような状況を打破する一助となるべきことが期待されていることが述べられた。続いて、大阪大学法科大学院教授の松本和彦氏が「憲法教育のあるべき姿と実践・課題」、九州大学法科大学院教授の大橋洋一氏が「行政法教育のあるべき姿と実践・課題」と題して、各氏が法科大学院教育の中で、実際に使用しているシラバス、教材などを元に、法科大学院における教育の先進的実践例について、報告をした。松本氏の詳細な教材、大橋氏の基礎教育における双方向性確保の方法についてのエピソードは特に示唆的であった。

続いて、大橋氏、松本氏、弁護士で、元司法研修所教官の佐藤順哉氏、弁護士で早稲田大学法科大学院教授の小島延夫氏をパネリストとするパネルディスカッションが行われた。ここでは、授業の実践例から、新司法試験プレテストの評価、今後の司法研修所での研修体制とその問題点といった多様な話題が取り上げられ、それぞれについて示唆的な討論がなされた。

とりわけ、印象に残ったのは、小島氏が早稲田大学法科大学院で行った民事系リーガルクリニック（実務家教員が、学生を交え、法律相談等を実施し、その事案について学生に検討させることを内容とする実務教育）において、ギャンブル関連施設設置に関する事例を取り扱い、設置認可の差止訴訟（後に、手続の進展に伴って、取消訴訟に変更された）設置の根拠となっている規則の違法確認訴訟などの提起に至ったというものであった。この種のクリニックを1年次に体験することで、2年次以降の行政法の授業の理解が格段に深まった（クリニック受講者の、行政法の成績はA+かAであった）ということであった。

その後、質疑応答などがあって、シンポジウムは終了した。

2. 研修の成果

今年度の日本公法学会でも、公法学教育が取り上げられたが、法科大学院の設置により、法学教育、公法学教育は大きな転機を迎えている。そんな中、他大学での先端的な教育事例にふれられたことは非常に価値のあることであったと思われる。

さらに、研修内容に関連してふれられたさまざまな事例も非常に示唆的であった。例えば、刑事被告人に通訳にかかる訴訟費用の負担を命じた刑事訴訟判決につき、これが国際人権規約に違反しているにもかかわらず、公法上の当事者訴訟が却下され、結果として泣き寝入りを強いられたといった事例が紹介されたが、これなどはその事件を担当した実務家でないと知り得ないエピソードである。これが、「訴訟法の留保」という学問的な言葉で語られ、議論の俎上に乗ってくることにしてからが、研究者と実務家がともに教育にあたる法科大学院創設の余波であり、そのような議論を耳にすることができたことも、今回の研修に参加した成果であると思われる。

また、法科大学院が学部における法学教育にどのような影響を与えるかという問題も議論された。第一に、法科大学院教育において教員が身につけたスキルが学部教育に還元されるべきことが語られた。さらに、法学部における法学教育も、学生の具体的進路に即して、大学ごとにそのプログラムを考えるべきではないかとの意見が出た。すなわち、卒業生の多くが法科大学院に進学することを前提とする教育プログラムと、卒業生の多くが公務員や民間企業に勤務することを前提とする教育プログラムとは、同じ法学部といっても違いがあるべきであり、さらに、必要に応じて、経済学等の周辺の領域の科目もあわせて履修できるプログラムも考えられるのではないかということであった。思うに、今までの法学部教育は、卒業生が研究者か法曹になることを前提とする教育プログラムが特に意識されることなくたてられてきたのではないか。しかし、これは大半の法学部には妥当しないものである。法曹養成に特化した法科大学院の創設が、法学部の教育にインパクトを与えていくのは、これからであろうが、その日は確実に近づいていると確信させられた。このようなことを意識させてくれたのも、今回の研修の成果であったように思う。

3. 授業への研修成果の反映状況

研修直後で、授業への具体的な反映状況を語ることは時期尚早のように思われるが、来年度の法科大学院、学部のシラバスの書き換えをしなければならないと考えている。法科大学院においては、今回の研修で語られた最終的到達目標に、いかに学生を持って行くかを考えなければならないことがわかったし、学部教育においても、今までの授業構成でいいのかということに疑問が生じた。

| 学部長 | FD委員長 | FD委員会 | 総合企画課長 | 係 |
|-----|-------|-------|--------|---|
| | | | | |